

特定非営利活動法人ベトナムの子ども達を支援する会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ベトナムの子ども達を支援する会という。英文表記は The Support of Vietnam Children Association、略称は「SVCA」という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ベトナム社会主義共和国ビンロン省及びその近隣地域において、障がい児の日常生活、社会生活の総合的支援のため、教育・保健・医療・福祉等の事業の従事者に対する研修や情報提供、資源提供を行い、障がい児の教育・保健・医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① ベトナム社会主義共和国の医療機関等への障がい児医療に関する技術支援事業
 - ② ベトナム社会主義共和国の教育機関等への障がい児教育に関する技術支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 この法人に入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失するものとする。

- (1) 次項に定める退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当したときは、総会の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 会長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員・顧問)

第 20 条 この法人に職員を置くことができる。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 この法人に、顧問を若干名置くことができる。顧問は理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ理事会に助言を与えることができる。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の5分の3以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 28 条第 3 項により総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日5日前までに理事並びに監事に通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

- 第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 37 条 各理事の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	仁木仁美
副会長	内藤誠二
理事	赤穂善行
理事	太石梨菜
理事	甲斐智子
理事	杉本聖子
理事	関谷 滋
理事	中瀬弘士
理事	西村陽子
理事	板東あけみ
監事	柴田 徹

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 11 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年8月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0円

(2) 正会員年会費 7, 000円

役員名簿

特定非営利活動法人ベトナムの子ども達を支援する会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
会長	仁木仁美		無
副会長(事務局長)	内藤誠二		無
理事	赤徳善行		無
理事	大石梨菜		無
理事	甲斐智子		無
理事	杉本聖子		無
理事	関谷 滋		無
理事	中瀬弘士		無
理事	西村陽子		無
理事	板東あけみ		無
監事	柴田 徹		無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は、3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)。

設立趣旨書

1 趣旨

近年ベトナム社会主義共和国は、経済成長率は著しく発展してきている。一方、その発展の中で、障がい児とその家族を取り巻く教育・保健・医療・福祉等の総合的支援は十分とは言えない。

ベトナムの子ども達を支援する会は、1990年から現在まで35年間、3年ないし5年をひとくりにしたプロジェクトを立ち上げ、ベトナム社会主義共和国、ベンチェ省の障がい児の教育・保健・医療、福祉支援の活動をしてきた。当会は、プロジェクトごとに発行する趣意書に書かれた活動計画に賛同し、入会した会員で構成・運営している。入会した会員のうち、毎年30～40名程度を募り、おおよそ1週間の期間、現地の支援活動を継続している。

2025年、ベトナム政府により地方再編がなされた。これまで当会が支援してきたベンチェ省と近隣の2省が合併し、ビンロン省となった。2026年からはビンロン省及びその近隣の地域を活動の拠点とし、現地に住む障がい児の日常生活、社会生活の総合的支援のため教育・保健・医療・福祉等の関係機関やその従事者に対して研修、情報提供やこれらに関連する支援事業を行い、障がい児・者の教育・保健・医療および福祉に寄与することを目的とし特別非営利法人設立の趣旨とする。また、2022年8月にベトナム政府が「ベトナムにおける海外非政府組織の活動の登録および管理について政令58/2022/ND-CP号」を制定した。このため当会が継続してビンロン省で活動をするには、ベトナム政府の人民援助調整委員会(PACCOM)に活動登録すべく、日本での特定非営利活動法人の法人格を取得する必要性が発生したことも設立申請の理由とする。

2 申請に至るまでの経過

1990年4月に本会を結成し、非政府組織(NGO)として35年間、ベンチェ省の行政機関、保健局や教育研修局などの関係機関と協働で支援活動をしてきた。

当会の活動具体的内容、経過については以下の通りになる。

1990年4月30日に「ベトナムの子ども達を支援する会、The Support of Vietnam Children Association(SVCA)」を立ち上げる。

【 第1次プロジェクト1990—1996年 】

- ・ベンチェ省障がい児学校の建設と設備、備品支援
- ・チャンヴァンアン伝統医学省立病院のリハビリテーションルーム建設とリハビリテーション設備と備品提供
- ・クーラオミン地区総合病院のリハビリテーション備品支援

【 第2次事業 1997—2001年 】

ベンチェ省の3分の1の50村をパイロット村として母子保健分野の支援を展開

- ・母子保健分野、リハビリテーション分野の専門家による現地スタッフへの講習
- ・母子健康手帳の導入と普及 (2004年から全村展開)
- ・ベンチェ省パイロット村診療所の母子保健医療器材提供
- ・ベンチェ省の3分の1の50村でリハビリ分野の障がい児支援の協力者を養成
- ・母子保健分野、リハビリテーション分野の専門家による現地スタッフへの講習
- ・地域に根ざしたリハビリテーション活動(Community Based Rehabilitation活動: CBR活動)の推進
- ・ベンチェ省パイロット村診療所のリハビリテーション備品提供

【 第3次プロジェクト2002年—2006年 】

新たに20村パイロット村として母子保健分野の支援を展開

- ・母子保健分野、リハビリテーション分野の専門家による現地スタッフへの講習
- ・母子健康手帳の導入と普及（2004年から全村展開）
- ・ベンチエ省パイロット村診療所の母子保健医療器材提供
- ・新たに40村パイロット村に対して地域に根ざしたリハビリテーション活動(Community Based Rehabilitation 活動：CBR 活動)を展開
- ・リハビリテーション分野の専門家講習
- ・地域に根ざしたリハビリテーション活動(CBR 活動)の推進、村の障がい児支援協力者を養成
- ・村診療所のリハビリ用品を提供
- ・心臓疾患やてんかん等、子ども達のための多様な疾病の診断や治療をグエン・ディエン・チュウ省立病院を拠点に実施

【 第4次プロジェクト 2006—2009年 】

ベトナム南部ベンチエ省と北部バクザン省の2つの拠点で活動を実施

(南部ベンチエ省での活動)

- ・グエンディエンチュウ省立病院を拠点とした小児循環器科の医療職員の研修、心臓疾患の疑いのある人の検診を実施、また神経系疾患関係に関する協力

(北部バクザン省での活動)

母子保健活動と地域に根ざしたリハビリテーション活動(Community Based Rehabilitation 活動：CBR 活動)を展開

- 1、母子保健関係・リハビリテーション分野病院職員と協力者の研修
- 2、母子健康手帳の導入
- 3、CBRハンドブックの導入
- 4、リハビリテーション用品を含めた医療器材の支援

【 第5次プロジェクト 2010年—2012年 】 ベンチエ省に拠点を戻す

- ・地域に根ざしたリハビリテーション活動(Community Based Rehabilitation 活動：CBR 活動)を展開
- ・グエンディエンチュウ省立病院リハビリ科への技術支援
- ・グエンディエンチュウ省立病院の小児科への支援
- ・ベンチエ省障害児学校教諭への障害児教育の支援
- ・ベンチエ省教育研修局への発達支援センター設立支援

【 第6次プロジェクト 2013年—2015年 】

- 1、地域に根ざしたリハビリテーションプログラム(CBR)：
 - ・基礎レベルでの協力者たちへの技術・専門的な支援
 - ・障がいのある子ども達のための適切な装具の支援
 - ・障がいのある子ども達とその家族同士の交流のための経費の支援
 - ・障がいのある子ども達のための教育
- 2、母子保健、母子健康手帳使用支援：

このプログラムの引き続いての支援

これから全国版として導入される母子健康手帳の印刷経費支援
- 3、小児救命救急、小児循環器、新生児ケアプログラム：

毎年、「SVCA」は医師団を医師達の研修のために派遣
- 4、小児腎臓病早期発見プログラム：

ベンチエ省の小児の腎臓の早期発見プログラムについて、専門的技術的な問題・課題の解決のための支援
- 5、ベンチエ省の将来の産婦人-小児科病院の技術・建築設計支援：(注；建設経費支援ではありません)

【 第7次プロジェクト2016年-2018年 】

- ・ 地域に根ざしたリハビリテーション活動(Community Based Rehabilitation 活動: CBR 活動) を展開
- ・ グエンディエンチュウ省立病院リハビリ科への技術支援
- ・ ベンチエ省障害児学校の障がい児教育教員講習
- ・ ベンチエ省発達支援センター技術支援

【 第8次プロジェクト2019年-2021年 】

- ・ 地域に根ざしたリハビリテーション活動(Community Based Rehabilitation 活動: CBR 活動) を展開
- ・ グエンディエンチュウ省立病院リハビリ科への技術支援
- ・ ベンチエ省障害児学校の障がい児教育教員講習
- ・ ベンチエ省発達支援センター技術支援

【 第9次プロジェクト2022年-2024年 (新型コロナで2023年まで延期) 】

- ・ 地域に根ざしたリハビリテーション活動(Community Based Rehabilitation 活動: CBR 活動) を展開
- ・ グエンディエンチュウ省立病院リハビリ科への技術支援
- ・ ベンチエ省障害児学校および地域小学校障がい児学級 (パイロット2校) 教員への障がい児教育講習
- ・ ベンチエ省発達支援センター技術支援
- ・ 低出生体重児などのためのスペシャルハンドブックパイロット事業

2026年3月29日

特定非営利活動法人ベトナムの子ども達を支援する会

設立代表者 住所又居所

氏名 仁木仁美

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2027 年 8 月 31 日まで

特定非営利活動法人ベトナムの子ども達を支援する会

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業の準備を行う。
- ・ビンロン省の障がい児の医療、教育分野の支援をビンロン省と協働して準備を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場 所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数
ベトナム社会主義共和国の医療機関等への障がい児医療に関する技術支援事業	1. 病院ベースのリハビリ分野の技術協力	・本事業年度は、実施予定なし。	
	2. 在宅障害児のリハビリ分野の技術協力 (CBR が病院の活動に移行する)		
	3. 療育活動実施に伴う技術協力		
	4. 低出生体重児用のスペシャルハンドブックの作成		
	5. 医療機材の供与		
	6. ハイリスク新生児医療管理技術支援		

ベトナム社会主義共和国の教育機関等への障がい児教育に関する技術支援事業	1. 特別学校(旧 障がい児学校)の教員研修	・本事業年度は、 実施予定なし。	
	2. 一般校における特別支援学級の教員研修		
	3. 早期支援センターの教員研修 (新版K式発達検査を含む)		
	4. 教具や装具の供与		
	5. 適切な教育・生活環境の実現のための児童相談センター開設		

2028年度の事業計画書

2027年9月1日から2028年8月31日まで

特定非営利活動法人ベトナムの子ども達を支援する会

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・ビンロン省の障がい児の医療、教育分野の支援をビンロン省と協働して実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数
ベトナム社会主義共和国の医療機関等への障がい児医療に関する技術支援事業	1. 病院ベースのリハビリ分野の技術協力	(A) 2026年9月1日から2027年8月31日 (B) ベトナム社会主義共和国ビンロン省 (C) 35～40人	(D)不特定多数 (E)不特定多数
	2. 在宅障害児のリハビリ分野の技術協力 (CBRが病院の活動に移行する)		
	3. 療育活動実施に伴う技術協力		
	4. 低出生体重児用のスペシャルハンドブックの作成		
	5. 医療機材の供与		
	6. ハイリスク新生児医療管理技術支援		

ベトナム社会主義共和国の教育機関等への障がい児教育に関する技術支援事業	1. 特別学校(旧 障がい児学校)の教員研修	(A) 2026年9月1日から2027年8月31日 (B) ベトナム社会主義共和国ビンロン省 (C) 40人	(D) 不特定多数 (E) 不特定多数
	2. 一般校における特別支援学級の教員研修		
	3. 早期支援センターの教員研修(新版K式発達検査を含む)		
	4. 教具や装具の供与		
	5. 適切な教育・生活環境の実現のための児童相談センター開設		

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から 2027年 8月 31日まで
 特定非営利活動法人ベトナムの子ども達を支援する会

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員会費	70,000	70,000	
2. 受取寄附金	180,000	180,000	
3. 受取助成金等	0	0	
4. 事業収益	0	0	
5. その他収益	0	0	
経常収益計			250,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
医療支援助成金	0		
教育支援助成金	0		
諸謝金	0		
通信運搬費	0		
支払手数料	0		
その他経費計	0		
事業費計		0	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			0
当期経常増減額			250,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額	0		250,000
設立時正味財産額	0		0
次期繰越正味財産額	0		250,000

2028年度 活動予算書

2027年 9月 1日から 2028年 8月 31日まで
 特定非営利活動法人ベトナムの子ども達を支援する会

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員会費	280,000	280,000
2. 受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等	0	0
4. 事業収益	0	0
5. その他収益	0	0
経常収益計		280,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
医療支援助成金	80,000	
教育支援助成金	80,000	
諸謝金	60,000	
通信運搬費	20,000	
支払手数料	40,000	
その他経費計	280,000	
事業費計		280,000
2. 管理費		
(1) 人件費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		280,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額	0	0
前年度繰越正味財産額	0	110,000
次期繰越正味財産額	0	110,000

